

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税等徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、地方税等徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市

公表日

令和5年11月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等徴収事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税等の徴収に関する事務 ・ 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ・ 滞納者情報による督促等の送付や滞納処分等の滞納整理を行う滞納管理業務 ① 納税者が納付したことについて、納付済通知書等により確認する。 ② 納付額が課税額より多い場合は、還付もしくは充当の手続きをする。 ③ 納税者からの納付がない場合は督促状を送付する。 ④ 督促した納税者から納付のない場合は、催告や滞納処分等により滞納整理を行う。 ⑤ 納税証明書等の発行 ⑥ 口座振替の登録 ⑦ 公金受取口座情報の確認
③システムの名称	滞納管理システム 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税等徴収事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・ 番号法第9条第1項 ・ 別表第一の8、16、30、59、68の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、16条、24条、46条、50条 <公金受取口座情報の確認> ・ 番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・ 番号法 別表第2 27の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 <公金受取口座情報の確認> ・ 番号法第19条第8号 別表第二の121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 収納管理課
②所属長の役職名	収納管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上田市財政部収納管理課 386-8601 長野県上田市大手1丁目11番16号 0268-22-4100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上田市財政部収納管理課 386-8601 長野県上田市大手1丁目11番16号 0268-22-4100

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5 ②所属長	収納管理課長 岩倉 光男	収納管理課長 浅野 寿次	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月21日	I-5 ②所属長の役職名	収納管理課長 浅野 寿次	収納管理課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月10日	I-1 ②事務の概要		⑤ 納税証明書等の発行 ⑥ 口座振替の登録	事後	記載漏れ事務を追加
令和3年3月10日	I-1 ③システムの名称	地方税等徴収事務ファイル	地方税等徴収事務ファイル 統合宛名システム	事後	計画管理書にあるシステム名が漏れていたため追加
令和3年3月31日	I-1 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令」第16条	・番号法第9条第1項 ・別表第一の8、16、30、59、68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、16条、24条、46条、50条	事後	主務省令等の名称及び条項を追加するものであり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月31日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の15、27、28、29、42、80、94の項	(情報照会の根拠) ・番号法 別表第2 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	主務省令等の名称及び条項を追加するものであり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月22日	I-1 ②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税等の徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ・ 滞納者情報による督促等の送付や滞納処分等の滞納整理を行う滞納管理業務 <p>① 納税者が納付したことについて、納付済通知書等により確認する。 ② 納付額が課税額より多い場合は、還付もしくは充当の手続きをする。 ③ 納税者からの納付がない場合は督促状を送付する。 ④ 督促した納税者から納付のない場合は、催告や滞納処分等により滞納整理を行う。 ⑤ 納税証明書等の発行 ⑥ 口座振替の登録</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税等の徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ・ 滞納者情報による督促等の送付や滞納処分等の滞納整理を行う滞納管理業務 <p>① 納税者が納付したことについて、納付済通知書等により確認する。 ② 納付額が課税額より多い場合は、還付もしくは充当の手続きをする。 ③ 納税者からの納付がない場合は督促状を送付する。 ④ 督促した納税者から納付のない場合は、催告や滞納処分等により滞納整理を行う。 ⑤ 納税証明書等の発行 ⑥ 口座振替の登録 ⑦ 公金受取口座情報の確認</p>	事前	公金受取口座情報を活用開始前の提出
令和5年11月22日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第9条第1項 ・ 別表第一の8、16、30、59、68の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、16条、24条、46条、50条 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第9条第1項 ・ 別表第一の8、16、30、59、68の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、16条、24条、46条、50条 ・ 公金受取口座情報の確認 ・ 番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 	事前	公金受取口座情報を活用開始前の提出
令和5年11月22日	I-4 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 別表第2 27の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 別表第2 27の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 ・ 公金受取口座情報の確認 ・ 番号法第19条第8号 別表第二の121の項 	事前	公金受取口座情報を活用開始前の提出